

令和8年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和8年6月4日から令和8年6月12日まで第2回定例会が町役場に招集された。

令和8年6月4日 午前10時00分

1. 応招議員（13名）

1番 高久敏明	2番 目黒克博	3番 物江政博
4番 横山智代	5番 小畑博司	6番 佐藤宗太
7番 五十嵐正康	8番 山口享	9番 五十嵐一夫
10番 水野孝一	11番 酒井育子	12番 青木美貴子
13番 赤城大地		

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	蓮沼英樹	書記	薄香織
書記	松本由紀		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	鈴木久
建設課長	五十嵐隆裕	産業課長	渡部聡
会計管理者	五十嵐利彦	教育課長	成田一成
子ども課長	五十嵐清隆	監査委員	斎藤春生

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、1番、高久敏明君、2番、目黒克博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程のとおり、本日6月4日から6月12日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月4日から6月12日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告8件を提出いたします。

件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本由紀君）

報告第3号 町長報告第1号 株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について

報告第4号 町長報告第2号 私債権の放棄の報告について

報告第5号 町長報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町一般会計予算）

報告第6号 町長報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町坂下東第

一地区土地区画整理事業特別会計予算)

報告第7号 町長報告第5号 繰越計算書について(会津坂下町水道事業会計予算)

報告第8号 町長報告第6号 繰越計算書について(会津坂下町下水道事業会計予算)

報告第9号 例月出納検査の結果報告について

報告第10号 諸般の報告(第2号)について

◎議長(赤城大地君)

初めに、町長からの報告6件について、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第3号について説明願います。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

おはようございます。

町長報告第1号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」ご説明を申し上げます。

失礼いたしました。

令和8年度株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

資料の第14期株式会社湯川会津坂下事業計画書の1ページをご覧ください。

1、「道の駅あいづ」企業理念につきましては、記載のとおり、感動の駅・新世代未知の駅・公共の駅・利益の駅を目指すとし、四つの企業理念に基づき運営をまいります。

次に、2ページをご覧ください。

2、運営方針及び施策につきましては、お客様へのサービス向上と出荷者・社員の意欲の向上、社会状況に対応した施設経営を行うため、三つの柱を定めました。その運営方針及び施策の下、3、第14期(令和8年度)の重点目標を掲げました。

なお、2の運営方針及び施策と、3の第14期重点目標の番号は連動しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

初めに、1)店舗の拡充とお客様満足度向上のため、①道の駅機能の拡充と居心地の良い環境整備、②地域資源を活用したオリジナル商品の開発と既存商品のブラッシュアップによる「常に新鮮な売場」を創出いたします。

そのため、重点目標として、①新たな管理事務所の建築による物産売場の拡張と売場デザインの再構築、②発酵をテーマとした新商品と新メニューの開発に取り組んでまいります。

次に、2)会津のイメージを伝えるPRの充実のため、①ふくしまデスティネーショ

ンキャンペーン等と連携した誘客促進の強化、②ソーシャルネットワークを活用したPRの拡充、③地域芸能や伝統行事にふれる機会を拡充します。

そのため、重点目標として、①隣接県からの観光客の誘客を図るためのエージェントPRの強化、②地域・人・商品の魅力発信、③地域の風習と季節感をテーマとしたイベントの充実を図ります。

次に、3) 来場者のニーズを満たすサービスの充実のため、①ソーシャルネットワークを活用したニーズ調査と、旬な話題を取り込んだ店舗運営の強化、②スタッフの育成強化によるサービスの質の向上、③「会津の迎賓館」を目指した空間創出に取り組んでまいります。

そのため、重点目標として、①タイムリーな情報発信とDXを活用したサービスの拡大、②スタッフの能力強化、③利用者の目線に立ち「美」を満たす接客を目指してまいります。

3ページをご覧ください。

4、部門ごとの施策では、運営方針及び施策と重点目標を念頭に、部門ごとの取組を記載してございます。

まず、事業部であります。

1) あいづ物産館においては、お客様の目に留まる・手に取っていただける売場づくりのため、売場レイアウトの改善やスタッフの商品知識の向上など、①から③に取り組んでまいります。

2) 農産物マーケットにおいては、お客様からの期待に応え「安全・安心・新鮮・おいしい」農産物を提供していくため、①から③に取り組んでまいります。

十割そばが看板商品である、3) レストランにおいては、「発酵」と高付加価値を意識したメニューの開発など、①から③に取り組んでまいります。

次に、管理部、1) 企画広報は、事業戦略を策定し企業価値の向上を図るため、①から③に取り組んでまいります。

2) 管理では、両町村との調整役や事業部・管理部との連携を担いつつ、事務の標準化及びデジタル化により、生産性と情報の共有を高めるなど、①から③に取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。

5、誘客促進イベントの拡充については、両町村と道の駅あいづの知名度を上げるため、各メディアを活用した誘客はもちろんのこと、会津のテーマパークを目指したイベントの企画や、キッチンカーの出店などを通して、にぎわいの創出と地域活性化に向けた事業を展開してまいります。

6、指定管理業務の1) 施設管理業務及び2) 施設利用促進業務は、資料に記載のとおり、来場者が安全・安心・快適に利用できる施設として業務に当たってまいります。

3) 佐野目地区かわまちづくり第2期事業業務は、阿賀川河川敷へのドッグラン、アウトドア、イベント会場の整備について、令和9年度中の完成を目指しておりますので、両町村と整備内容や運営方法を検討するとともに、令和8年度からは、レンタサイクル

事業を開始してまいります。

4) 管理棟（事務所）の新築は、今年度完成予定である施設拡張工事に伴い、管理業務の強化と、あいづ物産館の売場・バックヤードの拡張による施設運営の効率化・利便性の向上を図ってまいります。

最後に、5ページをご覧ください。

7、数値目標は、第13期において、7億6,000万円を超える売上げを達成することができましたが、道の駅は売上高だけで評価されるべきものではなく、地域の経済を回し、農業等の後継者の育成にも繋げていくことが、道の駅あいづに課された使命であると考え、目標を掲げました。

第14期（令和8年度）予算につきましては、売上げが8億906万2,000円、売上原価が5億7,117万4,000円、粗利が2億3,788万9,000円に対し、一般管理費が2億3,404万4,000円、営業利益が384万5,000円、経常利益が424万5,000円という内容でございます。

なお、令和8年度から、指定管理料に係る収入支出とも営業外収入支出として計上するため、第13期（令和7年度）の括弧書きの数字は、参考値として指定管理料を含む数字を記載しております。

6ページにつきましては、予算科目ごとの一覧表となりますので、ご覧いただきたいと思っております。

今後も、地域振興施設としての役割を本町、湯川村、株式会社湯川会津坂下と共有しながら、果たすべき機能の強化と営業収益の向上を目指し、各種事業を展開してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第4号について、説明願います。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐建設課長。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

おはようございます。

議長報告第4号、町長報告第2号「私債権の放棄の報告について」ご説明申し上げます。

会津坂下町私債権管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり住宅使用料に係る私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものです。

別紙の私債権放棄調書をご覧ください。

私債権放棄の対象となった債務者の住所、氏名は、1に記載のとおりです。

2の私債権放棄の対象となった住宅使用料の内訳ですが、昭和63年度から平成24年度までの278件、766万7,960円です。

3の私債権放棄の期日は、令和8年3月31日です。

4の私債権放棄の理由ですが、私債権放棄対象となった債務者は、生活保護を受給しており、高齢であることから資力の回復が困難な状況にあります。

また、当該債権の消滅時効に係る時効期間が満了した後、時効の援用通知書が提出されました。

このことから、民法第145条及び第166条に定めるところによる時効が完成したため、債権放棄したものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第5号について、説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長報告第5号、町長報告第3号についてご説明を申し上げます。

令和7年度繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

翌年度繰越事業につきましては8件で、繰越額の総額は、1億5,047万9,000円であります。

まず、2款1項総務管理費、役場新庁舎建設事業、繰越額599万5,000円は、新庁舎建設基本計画の策定支援で、計画内容について、新庁舎建設検討委員会での協議を深めているため、本年度に繰り越すもので、完了は令和8年7月を予定しております。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システム更改事業、繰越額184万8,000円は、昨年12月に成立した国の補正予算により実施するもので、戸籍附票へ旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修で、システムベンダーの改修等が間に合わないため本年度に繰り越すものであり、完了は令和9年3月を予定しております。

次に、住民基本台帳ネットワーク構築事業、繰越額89万円は、住民基本台帳へ旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修で、システムベンダーの改修等が間に合わないため、本年度に繰り越すもので、5月末に事業が完了してございます。

次に、3款2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当事業、繰越額127万3,000円は、昨年12月に成立した国の補正予算により実施するもので、令和8年3月31日出産分までが対象であり、4月の申請となったものについては、翌年度事業とすることから、本年度に繰り越すもので、5月末に事業が完了しております。

次に、6款1項農業費、令和7年2月大雪農業災害特別対策事業、繰越額467万2,000円は、大雪により被害を受けた農業者への支援で、パイプハウス取扱業者への発注・依頼が急増したことから、本年度に繰り越すもので、完了は令和8年10月を予定しており

ます。

次に、ため池改修事業、繰越額5,158万9,000円は、蟹沢ため池の廃止工事で、仮設道路の造成に関して、盛土規制法に関する農林事務所との協議に不測の日数を要したことから、本年度に繰り越すもので、完了は令和8年8月を予定しております。

次に、7款1項商工費、中小企業・小規模事業者支援事業、繰越額5,000万円は民間事業者の新規ビジネスを支援するもので、ワイナリー等の施設整備を予定していましたが、資材高騰で設計変更などが必要となったことから、本年度に繰り越すもので、完了は令和8年8月を予定しております。

次に、8款4項都市計画費、坂下東第一土地区画整理事業（一般会計繰出）でございますが、繰越額3,421万2,000円は、年度内に移転完了予定でありましたが、設計並びに業者選定に不測の期間を要したことや、幹線排水路敷設工事において、軟弱地盤のため、土留め作業などの安全対策が必要となったことにより、本年度に繰り越すもので、完了は令和8年9月を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第6号から第8号まで説明願います。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐建設課長。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議長報告第6号、町長報告第4号「繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

別紙の繰越計算書をご覧ください。

1款1項の事業名「坂下東第一地区土地区画整理事業」の繰越額は7,237万8,000円で、財源内訳は、未収入特定財源としまして国庫支出金が2,356万6,000円、地方債が1,460万円、一般財源が3,421万2,000円です。

繰越しの理由ですが、事業費のうち、まず12節委託料の建物等調査1,050万円については、令和7年12月16日に成立した国の1次補正に伴い、今年2月25日に交付金の交付決定を受けたもので、年度内の契約及び完了が見込めなかったため、繰り越すものです。

なお、繰り越す期間は、令和8年9月を予定しております。

次に14節工事請負費の幹線排水路敷設工事2,741万3,000円については、現地在軟弱地盤で付近に住宅があるため、土留め作業や安全対策に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越すものです。

なお、繰り越す期間は、令和8年6月を予定しております。

次に、21節補償、補填及び賠償金の建物等移転3,446万5,000円については、設計や建物業者の選定に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越すものです。

なお、繰り越す期間は、令和8年9月を予定しております。

説明は以上です。

続きまして、議長報告第7号、町長報告第5号「繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

別紙、繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しは2件ございます。

1件目は、配水管布設替え事業の県道会津坂下・会津高田線配水管布設替え工事で、繰越額は1,449万5,000円、繰り越す期間は令和8年9月末を予定しております。

繰越しの理由ですが、関連工事である管路DB整備事業の工事期間延長に伴い、本工事の接続切替えができないため、期間を延長するものです。

財源は、企業債420万円、補助金526万1,000円、過年度損益勘定留保資金503万4,000円です。

2件目は、管路DB整備事業負担金で3億9,260万円であり、繰り越す期間は、令和8年8月末を予定しております。

繰越しの理由ですが、既設舗装版の撤去、地下湧水や埋設物の影響で工事に遅れが生じていることから、年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越したものです。

財源は、企業債3,630万円、過年度損益勘定留保資金296万円です。

説明は以上です。

続きまして、議長報告第8号、町長報告第6号「繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算の営業費用及び建設改良費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

別紙、繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額は、管路DB整備事業に伴う受託工事で3億9,260万円です。

繰り越す期間は、令和8年8月末を予定しております。

繰越しの理由ですが、既設舗装版の撤去、地下湧水や埋設物の影響で遅れが生じていることにより、翌年度に繰り越したものです。

財源は、受託工事収益で記載のとおりです。

次に、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、管渠整備事

業の3億8,489万4,000円です。

工事が2件あり、1件目は、管路DB整備事業であり、繰り越す期間は、令和8年8月末までを予定しており、繰越しの理由ですが、既設舗装版の撤去、地下湧水や埋設物の影響で遅れが生じていることにより、翌年度に繰り越したものです。

2件目は、県道喜多方会津坂下線管渠工事であり、管路DB整備事業との関連性もあり、既設舗装版の撤去、地下湧水や埋設物の影響により繰り越す期間を令和8年6月末までを予定しております。

財源は、企業債1億9,270万円、補助金2,804万9,050円、負担金1億2,815万3,016円及び当年度損益勘定留保資金3,599万1,934円です。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第9号「例月出納検査の結果報告について」及び第10号「諸般の報告（第2号）について」であります。説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長説明要旨について

◎議長（赤城大地君）

日程第4、町長説明要旨について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆様、改めておはようございます。

本日ここに、令和8年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

先日の大相撲5月場所において、福島県出身の若隆景が見事に優勝を果たしましたことは、誠に喜ばしいことであります。右膝の大きな手術と長期休場を乗り越え、我慢強さと勝負強さで勝ち進んでいく姿は、我々に勇気と感動を与えてくれました。千秋楽の優勝決定戦でも休まずに真っ向勝負の速攻相撲という己のスタイルで勝利を収めたことは、信念を貫き通すこと、試練を乗り越え一歩ずつ前進していくことの大切さを教えてくれたように感じています。

本町を愛し、よりよくしていきたいという私の思いも同様でございます。町の未来を見据え、現状に満足することなく、日新又新の覚悟で、毎日一つ一つの課題に全力で向き合い、妥協なく解決に向け努力を惜しまない決意であります。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、「会津坂下町農業委員会委員の選任」につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものです。

次に、「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴う国民健康保険税の賦課限度額の見直しや、子ども・子育て支援金等に係る改正を行うものであります。

次に、「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、所得控除額の変更により、令和8年度の介護保険料が賦課される者について、前年度非課税者については、令和8年度に限り、特例減免とするものです。

次に、「会津坂下町上下水道事業運営審議会設置条例の一部を改正する条例」につきましては、委員構成変更のため、改正を行うものであります。

次に、「会津坂下町新庁舎建設基本計画」につきましては、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により、上程するものです。

次に、令和8年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ3億3,665万円を追加し、総額を88億5,665万円とするものであります。

歳入では、旧坂下高校校長公舎跡地の売却により441万9,000円の増、令和7年度決算見込みによる繰越金、2億6,000万円の増などを計上しました。

歳出では、各地区から要望のあった町道整備等の対応分で5,000万円の増、新たなビジネスを立ち上げる民間事業者を助成する「ローカル10,000プロジェクト」の実施により3,000万円の増、財政調整基金への積立金として1億7,032万円の増などを計上しました。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費にかかるものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、DX推進について申し上げます。

本年度が初年度となる会津坂下町DX推進計画に基づき、計画的かつ着実に推進するため、福島県や専門事業者等から技術的なアドバイスや先進的な取組の紹介もいただきながら取り組んでおります。

なお、自治体において導入が急速に進んでいる生成AIについては、利活用時におけるガイドラインの策定を進め、AIの利用できる端末の増強や、インターネット回線のWi-Fi化を行い、9月を目途に実証導入する予定となっております。本取組により、業務効率化の効果や運用上の課題を把握し、次年度の本格導入に向けた検証を行ってまいります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

空き家バンクの取組につきましては、現在までの登録物件総数79件のうち、売買契約成立が42件、賃貸契約成立が3件の合計45件であり、空き家の解消が図られているとともに、各種補助事業による効果も相まって、転入促進と転出抑制に繋がっていると考えております。

次に、地域おこし協力隊活用事業につきましては、令和7年度に「おためし地域おこし協力隊」として果樹農家の研修をされた方が、5月2日から7日まで滞在し、除草や消毒作業等を体験されました。来春からの事業継承による就農を目指すという前向きな意思表示がありました。

また、現在募集しております「中山間地域の振興」及び「まちなかのにぎわい創出」を目指した地域おこし協力隊の受入れを実現させ、本町への定住・定着を促進してまいります。

なお、6月17日には「地域おこし協力隊活動発表会」を開催いたします。6月末をもって卒隊される飛澤隊員と、引き続き活動を継続する公家隊員、お二人の熱い思いが込められた活動の軌跡を町民の皆様にお伝えしたいと考えております。

次に、移住・定住推進事業につきましては、本年度より「オンラインによる移住相談」や「相談者に寄り添ったオーダーメイドの移住体験」を新たな取組として実施いたします。

町の特色や魅力の発信と合わせ、住まいや就労などの生活相談や、地域おこし協力隊活用事業など、あらゆる分野での相談に臨機応変かつ丁寧に対応することで、さらなる移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

令和8年度の国民健康保険税につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に、医療費の動向を勘案し、本算定を行い、子ども・子育て支援金分以外は、前年度と同じ税率とする内容で、5月21日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところです。

本町の国民健康保険は、1人当たりの医療費が年々増加しているのに対しまして、被保険者及び加入世帯は年々減少し続けており、国保財政は依然として厳しい状況ではありますが、今後も国民健康保険事業の安定経営に向けた努力をしてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

初めに、土木建築事業について申し上げます。

まず、長寿命化対策としまして、阿賀川線舗装整備工事、長井橋橋梁補修工事及び町営古町川尻団地6号棟・8号棟の給水設備等改修工事について、年度内の完了に向けて進めてまいります。

また、都市下水路整備につきましては、4号都市下水路ゲート設置工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路「坂下喜多方線」並びに「坂下羽林線」の延伸に向けて、建物調査算定業務3戸3棟、移転補償3戸3棟、旧県有地及び台ノ下地内の整地工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

町民の皆様からご意見をいただき、新庁舎建設についての町の考えをまとめた「会津坂下町新庁舎建設基本計画（案）」について、本年４月に、新庁舎建設検討委員会に諮問し、「本計画案は妥当であり、計画案を基本として事業を進め、速やかに次段階の設計・施工へと移行されたい。」旨の答申をいただきました。

本定例会に本基本計画を上程し、その後、庁舎建設基本設計に着手し、新庁舎建設事業の早期進捗を図っていきたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

令和５年度に着手しました県道会津坂下会津高田線においては、水道老朽管更新工事を管路ＤＢ方式により８月の完成に向けて進めてまいります。

また、仲町地内においても老朽管更新工事を実施し、年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

令和５年度に着手しました県道会津坂下会津高田線においては、下水道管渠整備工事を管路ＤＢ方式により８月の完成に向けて進めてまいります。

坂下中央処理区では、新館、柳町の管渠埋設工事、坂下東処理区では緑町のマンホールポンプ設置工事に順次着手し、年度内完成に向けて進めてまいります。

また、工事以外ではウォーターＰＰＰ導入検討業務委託を実施してまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本町農業の基盤を支えているのは、集落農業であります。

しかし、現状を見ますと、少子化や人口減少を背景に、後継者不足による農業従事者の高齢化や担い手不足、集落コミュニティが持つ機能の低下が顕著であり、将来的な農業継続が危惧される状況にあることから、集落農業の維持・発展に向け、７月からをめぐり、全集落を対象とした懇談会を開催いたします。集落の皆様と共に、地域計画に掲げた集落農業が目指す「ありたい姿」を実現するため、集落それぞれが抱える課題に丁寧に向き合い、膝を交えた活発な対話を行ってまいります。

また、県や農業委員会、ＪＡ、土地改良区等の関係機関と連携強化を図り、様々な視点からアプローチすることで、解決策を見出してまいります。特に中山間地域におきましては、平地と比べ農地の形状や傾斜等により耕作条件が不利であり、課題も大きく異なることから、特別班を編成し、実施してまいります。

このような取組を継続的に実施することで、本町農業を持続可能で魅力とやりがいを持つ産業として確立し、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮に繋げてまいります。

次に、商工業及び市街地活性化、観光物産行政について申し上げます。

初めに、国の地方創生臨時交付金を活用した令和８年度会津坂下町生活支援事業の「ばんげ応援商品券配布事業」につきましては、基準日となる５月１日現在での対象者が確定したことに伴い、６月１日より順次発送を行っており、１４日までには全ての世帯への発送が完了する予定であります。その後、不在世帯への通知や再配達等を行い、６

月中には、全ての世帯に対して配布を完了したいと考えております。

次に、4月から6月までを実施期間とする「ふくしまデスティネーション・キャンペーン」につきましては、町歩きや、本町出身の漫画家、高橋ヒロシ先生の漫画のキャラクターをデザインしたマンホールを活用したスタンプラリーを実施しております。

マンホールスタンプラリーにおいては、5月1日より開始したところでございますが、これまでに登録者が約900名、うち全てのマンホールを回られ、ノベルティを受け取られた方が約300名となっております。大型連休を利用され、遠くは北海道や四国地方から来町された方もあり、大変好評をいただいております。

また、マンホール設置箇所の一つである「道の駅あいづ湯川・会津坂下」への来場者も増えており、道の駅から町内への誘導にも一定の効果があるものと考えております。

今後も、「発酵のまち」をテーマとして「ばんげさ、はっこう！」を合い言葉に「発酵祭」を開催するなど、特別企画を準備しておりますので、引き続き「ふくしまデスティネーション・キャンペーン」による誘客事業に取り組み、交流人口の拡大に繋げてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

児童生徒の入学を祝い、その健やかな成長を願うとともに、子育て世帯を応援することを目的として前年度に創設しました、「入学祝金」につきましては、本年度、小学校及び中学校への入学を迎えた児童生徒194名全員に支給を完了いたしました。

また、本年度より国の施策に合わせて、小学校給食費の実質的無償化を開始いたしました。前年度は賄材料費を基に給食費を改定いたしましたが、幼稚園・中学校につきましては、保護者の負担軽減の観点から、前年度と同額の負担額をいただいております。

今後も、園児、児童、生徒へ安全でおいしい給食を提供してまいります。

さらに、教育施設の大規模修繕関係では、坂下東小学校屋内運動場の照明のLED化工事を行います。工事の施工につきましては、小学校の夏休み期間を基本に、安全に十分配慮しながら、学校の授業等に影響の出ないよう万全を期して進めてまいります。

今後も、優先順位を考慮しながら、計画的に施設修繕を実施し、教育環境の整備促進を図ってまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎承認第3号、承認第4号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」及び承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

初めに、承認第3号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

すみません、失礼いたしました。

日程が抜けておりました。

◎同意第4号から同意第13号まで一括上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第5、同意第4号から同意第13号までの「会津坂下町農業委員会委員の選任について」の10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第4号から同意第13号までの「会津坂下町農業委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

令和5年7月20日よりご尽力いただいております、農業委員会委員10名の任期につきましては、令和8年7月19日をもって3年間の任期が満了となります。

この間、会長の鈴木寿夫氏をはじめ、委員におかれましては、農地の適正管理や利用最適化等にご指導を賜り、農政行政の進展と地域農業発展のために、多大なるご貢献をいただきました。

そのご功績に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

農業委員の任命につきましては、「農業委員会等に関する法律」により、町長が、議会の同意を得て任命することとなっていることから、このたびの任期満了に伴い、地区区長会等から推薦のあった10名の方々を農業委員会委員として選任したく、同意を得たいというものであります。

初めに、同意第4号として渡部淳氏、次に、同意第5号として渡部敦氏、次に、同意第6号として佐々木美穂氏、次に、同意第7号として齋藤嘉美氏、次に、同意第8号として五十嵐朱美氏、次に、同意第9号として橋本善和氏、次に、同意第10号として鈴木清介氏、次に、同意第11号として鈴木寿夫氏、次に、同意第12号として藤川将仁氏、最後になりますが、同意第13号として永山廣隆氏であります。

以上、10名の方々は、これまでも農業委員や農地利用最適化推進委員、農業関係団体の委員等を務められ、地域農業発展にご尽力されてきた方々でありますので、我が町の

農業委員として大変ふさわしい方々であると考えております。

任期につきましては、令和8年7月20日から3年間となります。

何とぞ、満場一致でのご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎承認第3号、承認第4号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」及び承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

初めに、承認第3号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1,972万円を追加し、予算の総額を107億2,278万6,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」によるものです。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものです。

なお、本補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分した補正予算であり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本補正予算の主な内容は、地方譲与税及び交付金等の確定に伴う増減、令和7年2月大雪農業災害特別対策事業費の減額、住民基本台帳システム改修業務の追加及び起債額の確定による財源内訳の補正になります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」につきましては、追加が1件、変更が1件です。

まず、追加となる住民基本台帳ネットワークシステム構築事業は、3月19日付で交付決定のあったもので、住民基本台帳への旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修で、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものです。完了は、令和9年3月を予定しております。

次に、変更となる令和7年2月大雪農業災害特別対策事業は、実績見込みにより1億2,107万5,000円減額するものです。

5ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」につきましては、変更が3件です。

まず、ため池等整備事業は、手寺沢ため池廃止工事に係る測量設計の事業費確定に伴い、90万円減額するものです。

次に、都市下水路整備事業は、都市下水路3号のゲート自動化工事及び4号のゲート自動化実施設計の事業費確定に伴い、920万円減額するものです。

次に、消防施設整備事業は、御池田屯所建設工事費の確定により100万円減額するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、2款地方譲与税から21款町債まで、補正前の額107億306万6,000円、補正額1,972万円の増、補正後の額107億2,278万6,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が5,307万1,000円の減、地方債が1,110万円の減、一般財源が8,389万1,000円の増となります。

3ページをご覧ください。

2、歳入についてご説明いたします。

2款1項1目地方揮発油譲与税から、4ページ、9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までは、各譲与税及び交付金の額の確定による増減となります。

10款1項1目地方交付税、補正額6,599万3,000円の増は、まず、特別交付税6,574万1,000円の増は、除雪や地域づくり事業に要した経費の算定において見込額より配分額が増額したことによるものでございます。

次に、震災復興特別交付税は、課税免除による固定資産税減収分等の交付額確定により25万2,000円増額するものです。

11款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額33万9,000円の減は、額の確定によるものです。

5ページをご覧ください。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額88万9,000円の増は、住民基本台帳へ旧氏及

び振り仮名を記載するためのシステム改修により増額するもので、補助率は10分の10です。

4 目土木費国庫補助金、補正額312万2,000円の増は、除雪事業に係る社会資本整備総合交付金の追加交付によるものです。

15款2項4目農林水産業費県補助金、補正額5,708万2,000円の減は、令和7年2月大雪農業災害特別対策事業に係る実績見込みにより減額するものです。

21款町債は、「第3表 地方債補正」によりご説明したとおり、1,110万円の減となります。

6 ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額89万円の増は、住民基本台帳へ旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修により増額するものです。

6款1項3目農業振興費、補正額1億2,463万1,000円の減は、令和7年2月大雪農業災害特別対策事業にかかる実績見込みにより減額するものです。

6款1項5目農地費から、7ページの9款1項2目消防施設費までは、補正額はございませんが、国県支出金及び地方債の変更に伴う財源内訳の補正となります。

最後に、14款1項1目予備費、補正額1億4,346万1,000円の増は、歳入歳出調整のための補正となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、承認第4号について説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を別添のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止、特定大口株主が受ける配当等を住民税の配当割に追加、肉用牛の売却による事業所得の課税特例の期限延長、優良住宅地造成のために土地等を売却した際の課税特例の期限延長、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の税の減額措置の見直し、地方税

法改正に伴う条文の整理等に係る改正であります。

詳細につきましては、新旧対照表により、ご説明を申し上げます。なお、句読点、括弧等は省略させていただきます。

1 ページになります。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改めます。

第19条中「、第81条の6第1項」のこの関連の文言の削除は、環境性能割の廃止により、環境性能割に関する条文が無くなったことにより、削るものであります。

2 ページをご覧ください。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加えます。

これは、特定大口株主が受け取る配当等について、所得税の取扱いと同様とするものの改正となります。

第80条第1項を「軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項といたします。

第81条第1項を「軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。」に改め、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項、第81条の3から第81条の8までを削ります。

4 ページをご覧ください。

第82条から、7 ページになります。第91条第7項までの改正は、環境性能割が廃止となったことから「種別割」を「軽自動車税」に統一するための改正となります。

4 ページ、5 ページになりますが、第87条中第33号の4様式の改正につきましては、様式の変更によるものであります。

改めて7 ページをご覧いただきたいと思います。

上段の第91条第2項中、「第80条第3項をただし書」を「第80条第2項ただし書」に改める改正は、本条例の条文の異動に伴うものであります。

附則第7条の3、及び8ページの附則第7条の3の第2までの改正は、住宅借入金等特別税額控除に係る条文で、租税特別措置法等の改正により条文の整理及び附則第7条の3の2が無くなったことによる条文の移動ということになります。

8 ページをご覧ください。

中段になりますが、附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改めます。これは、肉用牛の事業所得に対する課税の特例を3年間延長するものであります。

9 ページをご覧ください。

同条第2項の改正は、附則第7条の3の2が無くなったことによるものであります。

改正前の附則第10条の2第4項から、10ページの同条第16項までの改廃は、地方税法

の改正に伴うものであります。

10ページをご覧ください。

第14項として同条に次の1項を加えます。14項として「法附則第15条の11第1項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする」ものであります。

これは、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の課税の減免措置を、町独自の規定である「わがまち特例」を3分の1と定めるものであります。

附則第10条の3第7項から第15項までの附則第12条関係の改正につきましては、地方税法施行令附則第12条に項が追加になったことにより、適用条文を1項ずつ繰り下げるものであります。

12ページをご覧ください。

同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を「家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別」に改めます。

これらの改正につきましては、先ほどご説明いたしました、附則第10条の2第14項を追加しました、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の課税の減免措置の手段に関連するものになります。

また、新バリアフリー税制の施行対象となる施設を劇場・音楽堂等を対象としていたものを、病院・福祉施設等も対象とするものであります。

附則第15条の2から、14ページの第15条の6までは、環境性能割が廃止となったことから削除するものであります。

14ページを改めてご覧ください。

附則第16条第1項の改正は、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことによる文言の整理となります。

同条第2項の改正は、電気自動車等の税率の軽減について、令和10年3月31日まで延長するものであります。

同条第3項及び4項の改正は、営業用のガソリン軽自動車を受ける軽減措置を令和8年度までとするものであります。

15ページをご覧ください。

第16条の2の改正は、種別割の廃止及び項の廃止によるものであります。

附則第16条の3から、16ページの第16条の4、17ページの第17条の第3項第2号の改正は、先ほどご説明いたしました、附則第7条の3の改正による文言の整理となります。

17ページをご覧ください。

中段の附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改めます。これは、優良住宅地造成のために土地等を売却した際の課税特例を3年間延長するものであります。

18ページをご覧ください。

附則第18条第5項第2号から、最後のページの第20条の3第5項第2号までの改正は、附則第7条の3の改正に伴うものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時07分）

再開を11時20分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時20分）

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「令和7

年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第29号から議案第39号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第29号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から、議案第39号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの11件を

一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本由紀君）

議案第29号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第30号 会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第31号 会津坂下町上下水道事業運営審議会設置条例の一部を改正する条例

議案第32号 会津坂下町新庁舎建設基本計画

議案第33号 令和8年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）

議案第34号 令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和8年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和8年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和8年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第29号及び第30号について説明願います。

◎生活課長（鈴木 久君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木生活課長。

◎生活課長（鈴木 久君）

それでは、議案第29号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、地方税法等の改正に伴い条例を一部改正したいとするもので、改正の内容といたしましては、国民健康保険税の限度額及び低所得者に対する軽減所得判定基準額の引上げ及び前納規定と子ども・子育て支援納付金を創設するというものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線部が改正箇所であります。

初めに、子ども・子育て納付金を含む課税額の改正であります。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加えます。

次に、同項に第4号として、「子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」を加えます。

次に、第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加えます。

2ページをお開きください。

次に、第5項として、「第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。」を加えます。

次に、基礎課税額の所得割額であります、第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改めます。

次に、基礎課税額の世帯別平等割額であります、第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加えます。

3ページをご覧ください。

次に、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額として、「第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。」を加えます。

次に、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割として、「第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,236円とする。」を加えます。

次に、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額として、「第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について80円とする。」を加えます。

次に、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額として、「第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。（1）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯875円、（2）特定世帯438円、（3）特定継続世帯657円」を加えます。

次に、納期につきましては、第12条第2項中「次条」を「第13条」に改めます。

次に、国税の前納規程に関する改正になります。

普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期として、「第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の町民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」

という。)においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、町長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯における普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。第2項 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、前条第1項に掲げる期間のうち、次条の規定による算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間で納税通知書に定めるものとする。ただし、町長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯に課する国民健康保険税の納期は、前条第2項の規定に定めるところによる。」を加えます。

次に、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直しに係る改正であります。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加えます。

5ページの下の方をご覧ください。

同項第1号に、キとして、「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 866円、」、6ページをお開きください。

「クとして、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 56円、ケとして、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額、(1)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 613円、(2)特定世帯 307円、(3)特定継続世帯 460円」を加えます。

7ページをご覧ください。

次に、第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に、キとして、「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 618円、クとして、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 40円、ケとして、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額、(1)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 438円、(2)特定世帯 219円、(3)特定継続世帯 329円」を加えます。

次に、第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改めます。

8ページをお開きください。

次に、同号に、キとして、「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 248円」クとして、「18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16円」ケとして、「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額、（1）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 175円、（2）特定世帯 88円、（3）特定継続世帯 132円」を加えます。

9ページをご覧ください。

次に、第23条第2項に第3号として、「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額、ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 186円、イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 309円、ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 495円、エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 618円」を加えます。

次に、第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改めます。

次に、同項に第7号として、「国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」。

10ページをお開きください。

「第8号として、国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」「第9号として、国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」を加えます。

次に、第23条第4項として、「国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、

その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。」を加えます。

次に、附則第3項、第4項及び第7項から第14項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加えます。

条例本文に戻っていただきまして、附則として第1項は、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用したいとするものであります。

第2項は適用区分であり、この条例による改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によりたいというものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、議案第30号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、町介護保険条例の附則部分を追加したいとするもので、改正の内容としましては、非課税の範囲内で就労時間を調整している方などで、介護保険料が増額されてしまう方に対して、救済措置として「特例減免」を規定するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線部が改正箇所であります。ご覧のとおり右側に記載がございませんので、改正附則に第9条を追加するというものでございます。

令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免について、「附則第9条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で政令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階を決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。第2項として、前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。第3項として、第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。」とするものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用したいとするものでございます。

説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第31号及び第32号について、説明願います。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐建設課長。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議案第31号「会津坂下町上下水道事業運営審議会設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、本審議会の委員に町議会の議員を含めておりますが、関係法令に議員を含めることとする規定がないため、委員構成から町議会議員を除くこととし、委員構成の適正化を図りたいとするものです。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部が改正箇所です。

第3条中、第1号「町議会の議員」を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とします。

議案にお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

説明は以上です。

次に、議案第32号「会津坂下町新庁舎建設基本計画」についてご説明いたします。

この議案は、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定に基づき上程するものです。

本計画は、新庁舎建設について、今後実施する基本設計や実施設計の基軸となるものです。議決が得られましたら、速やかにこれに沿った新庁舎建設基本設計に着手し、新庁舎建設事業の早期進捗を図りたいと考えております。

議案上程に至るまでには、町民代表延べ54名による会津坂下町新庁舎建設検討委員会並びに議会の新庁舎建設検討特別委員会等での協議を幾度も重ねたほか、町民説明会やアンケート調査、インターネットによる意見募集も経て、今年4月16日開催の第28回新庁舎建設検討委員会に諮問し、4月27日開催の第29回新庁舎建設検討委員会で答申を受けております。

答申では、本計画は妥当であり、これを基本として事業を進め、速やかに次の段階の設計・施工へと移行することとされております。

1ページをご覧ください。

「1、はじめに」としまして、「（1）新庁舎建設の検討の背景」では、現庁舎の老朽化、安全性、狭あい化、町民サービス機能の低下など多くの課題への対応として、新庁舎建設に取り組むこととしております。

「（２）基本計画の位置付けとこれまでの経過」では、「①基本計画の位置付け」として、図のとおり、本計画が、次の段階の基本設計、実施設計でより詳細かつ具体的な検討を行う際の指針としております。

２ページをご覧ください。

「②本計画の検討体制」では、本計画が、町民代表による会津坂下町新庁舎建設検討委員会並びに議会の新庁舎建設検討特別委員会、町民懇談会や説明会、アンケート等を経て策定しており、その検討体制を図示しております。

「③これまでの経過」では、本計画が新庁舎建設検討委員会の答申を受けるまでの経過を次の３ページまで記載しております。

４ページをご覧ください。

「２、現状と課題の整理・新庁舎の必要性」としまして、「（１）現庁舎の現状と課題」では、大きく六つに分け、６ページまで記載しております。

６ページをご覧ください。

「（２）新庁舎整備の必要性」では、「①耐震性の不足」から、次の７ページには「②施設・設備の老朽化」、「③施設の分散化・狭あい化による町民サービスの低下」、「④ＤＸ推進の必要性」と四つの要因を挙げております。

「（３）各種計画との関連性」では、本計画と町の各種計画の関連について８ページまで記載しております。

９ページをご覧ください。

「３、基本理念と基本方針」としまして、五つの基本理念とそれに沿った基本方針として、「①町民の安全を守る防災拠点機能」、「②来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎機能」、「③効率的で利用しやすい行政機能」、「④経済性に優れた庁舎機能」、「⑤協働のまちづくりの拠点となる庁舎機能」を掲げております。

１０ページをご覧ください。

「４、新庁舎等の規模」としまして、「（２）規模算定」では、国土交通省基準や近隣自治体の事例を基に算出し、今後の職員減少やＤＸの推進による来庁者の減少を考慮し、延床面積を約４,０００平方メートルにすることを目標とし、１１ページから１４ページまで「（３）駐車場・駐輪場の規模」を記載しております。

１５ページをご覧ください。

「（４）新庁舎に必要な規模」では、「①新庁舎の建設規模」、「②駐車場・駐輪場の規模」、１６ページの「③敷地の規模」として、機能別の必要面積や台数を記載しております。

１７ページには、新庁舎敷地の規模の目安を、約１万４,０００平方メートルとしております。

１８ページをご覧ください。

「５、建設地の選定と今後の課題」としまして、２６ページまで、新庁舎の建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とするまでの比較、検討内容及び今後の課題を記載しております。

27ページをご覧ください。

「6、基本性能と導入機能」としまして、新庁舎の性能や機能を、前述の五つの基本方針ごとに掲げております。

まず、「基本方針①町民の安全を守る防災拠点としての庁舎」では、「（１）防災等拠点機能」として八つの項目を挙げ、①「官庁施設の総合耐震計画基準」に規定される耐震安全性「Ⅰ類」を有する耐震を目標とすること、③災害対策本部などの拠点となる部屋は、非浸水フロアに配置し町長室と近接した位置とすること、④非常用発電機を整備し、業務の継続及び災害対策本部の運営に備えること、⑦災害時の備えとして、対応する職員の最低３日分の災害備蓄品を備えられる設備や一時避難所となる設備を整備することなどを記載しております。

「（２）駐車場・駐輪場等」として、二つの項目を挙げており、②外構は災害対応の大型車乗り入れや炊き出しスペースとして活用できる除排雪を考慮した平面的な広い敷地として整備することなどを記載しております。

28ページをご覧ください。

「基本方針②来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎」では、「（１）窓口、住民サービス機能」の＜窓口機能＞に八つの項目を挙げており、①住民利用の多い部署は１階にまとめ、ワンフロアで手続きが完了するよう、関連性の高い部署を隣り合わせて配置すること、③来庁者用出入口にデジタルサイネージによる会議室使用案内等を設置すること、⑦子ども連れの来庁者が多い窓口には、子どもたちが楽しく待てるスペースを併設すること、⑧休日受付は窓口形式とし、一部の手続きを24時間受付可能とすることなどとしております。

＜相談機能＞には二つの項目を挙げており、②相談室の場所は１か所にまとめず、窓口の両側に設けることなどとしております。

29ページをご覧ください。

＜トイレ機能＞には、④多目的トイレはユニバーサルデザインを採用し、おむつ替え台やオストメイト、介助用ベッドを設置することなど四つの項目を挙げております。

「（２）ユニバーサルデザインの採用」として二つの項目を挙げており、①バリアフリー化で、段差がなく滑りにくい床とし、移動しやすい空間とすること、②わかりやすい庁内の案内表示とすることとしております。

30ページをご覧ください。

「基本方針③効率的で利用しやすい行政機能を備える庁舎」では、「（１）防犯・セキュリティ機能」として二つの項目を挙げており、①見通しのよい空間づくりで、執務室を見通しのよいオープンフロアとすること、②セキュリティに配慮したゾーニングで、来庁者が主に利用するゾーンと、職員のみが利用できる機密ゾーンを明確に区分することや、窓口仕切りパネルを設け、職員席を窓口から一定程度離れた配置にするなど、業務上の個人情報やプライバシーの保護に配慮することとしております。

「（２）執務機能及び執務環境」として七つの項目を挙げており、①窓口カウンター前には誰でも利用可能な打合せスペースを設けること、④デスクの配置、構成を均一に

設定するユニバーサルレイアウトを採用し、効率的な執務環境を整備することとしております。

31ページをご覧ください。

「（３）福利厚生」として五つの項目を挙げており、①バックヤードの打合せスペースのほかに、職員の昼食場所としても使用できる会議室を整備することなどとしております。

「基本方針④経済性に優れた庁舎」では、「（１）コストの低減」として、①窓口機能や執務機能などの配置や動線を効率化するとともに、多目的・多機能化を図ることで共用部の面積を抑制し、延床面積を必要最小限としたスリムな庁舎とすること、②経済的な材料、施設設計や維持管理の選定をし、ライフサイクルコストを抑え、メンテナンスや改修が容易になるよう設計し、計画的に保全や改修等を行う「予防保全型」の維持管理を推進することなど四つの項目を挙げております。

32ページをご覧ください。

「（２）負荷の軽減」では三つの項目を挙げており、①断熱・日射遮蔽性に優れた建材や構法等を検討し、熱負荷の軽減を図ること、③低炭素のまちづくり実現に向け、省エネルギーや省資源に配慮した製品・設備の活用に加え、自然エネルギーの有効活用を検討し、環境負荷の低減を図ることなどとしております。

33ページをご覧ください。

「基本方針⑤協働のまちづくりの拠点となる庁舎」では、「（１）まちづくり・地域づくり」として三つの項目を挙げており、①町民が自由に利用できる町民交流スペースを設け、閉庁後も町民に開放すること、③障がい理解促進及び、障がい者就労支援として、働く機会・働く場所の確保を検討することなどとしております。

「（２）議会機能・会議機能」では二つの項目を挙げており、①議場を議会定例会等以外の期間は、議会以外の使用目的でも利用できるようにすることなどとしております。

34ページをご覧ください。

「（３）景観・周辺環境への調和」では二つの項目を挙げており、①新庁舎は、町のシンボルである「菊」「桜」「うぐいす」のほか、町の四季折々の景色や、町の歴史と調和したものとする、②周辺の街並みや自然環境との調和等を踏まえたものとする、③町民に親しまれる施設とすることとしております。

「（４）地域産材の活用」では、地域産材の活用により、地域経済の活性化を図り、町ににぎわいを創出することとしております。

35ページをご覧ください。

「７、新庁舎の建築計画」としまして、「（１）敷地条件」、「（２）配置計画」、38ページからは「（３）構造計画」、40ページからは「（４）平面計画」、41ページには「（５）階層計画」、「（６）設備計画」、42ページには「（７）外構及び景観等」、「（８）木質化・木造化の検討」の八つの項目について、それぞれ記載しております。

43ページをご覧ください。

「８、現庁舎跡地の利活用」としまして、新庁舎建設後の現庁舎跡地の利活用につい

て、地域振興施設として日常的に人が集い、活動できるよう整備することとしております。

44ページをご覧ください。

「9、概算事業費の算出と財源計画」としまして、「(1) 概算事業費」では、新庁舎整備にかかる現時点での概算事業費を記載しており、全体で約41億円を見込んでおります。

これには、旧坂下厚生総合病院敷地の取得費など、既に支払い済の金額を含んでおり、今後の基本設計・実施設計の段階において、より詳細に積算いたします。

「(2) 財源等」では、基金や資金借入れが主な財源となるため、これには行政センター建設整備基金と町債を想定しており、これにも既に支払い済の金額を含んでおります。

今年2月に改訂した最新の今後10年間の長期財政計画では、新庁舎建設のため地方債を借り入れし、30年間で償還する計画であり、町全体の年間の公債費は令和12年度の7.2億円をピークに減少していく見通しであり、継続的な財政運営が可能であると見込んでおります。

その上で、部分的にでも交付税措置がある地方債や利用可能な補助金制度等を活用し、財政負担の軽減に努めてまいります。

46ページをご覧ください。

「10、事業方式と事業スケジュール」のうち、50ページの「(4) 新庁舎建設の事業スケジュール」では、図のようなスケジュールで事業を進め、令和11年度中の新庁舎完成を目指します。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時01分）

再開を午後1時といたします。

また、直ちに議会運営委員会を開催いたします。委員の皆様、そして小畑議員、議長室のほうにご参集願います。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

議案第30号の参考資料に誤りがございましたので、訂正した資料をお配りいたします。

暫時休議いたします。

（午後1時00分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 1 時01分）

説明願います。

◎生活課長（鈴木 久君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木生活課長。

◎生活課長（鈴木 久君）

議案第30号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」の参考資料、新旧対照表について誤りがございましたので、訂正とおわびをさせていただきたいと思います。

まず、訂正箇所でございますが、本文の7行目、冒頭の「第8条第1項」という部分なのですが、「第3条第1項」のほうに訂正させていただきたいと思います。

続きまして、本文の上から3行目「市町村民税が課されていない者で令附則第25条の」ということで記載があったんですけれども、「政令附則第25条」というような形で訂正のほうをお願いしたいと思います。

同じく8行目「当該みなし課税者に令附則第25条の」と記載があったわけなんです、

「政令附則第25条の」という形で訂正をお願いしたいと思います。

同じく9行目「次項において「令附則第25条」という記載であったわけなんです、

こちら「政令附則第25条」ということで訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、第9条第2項になります。

第2項の1行目の後半部分になります。「保険料の額は、令附則第25条」という記載

でございますが、こちら「政令附則第25条」という形で訂正をお願いします。

大変申し訳ございませんでした。

もう一点、よろしいでしょうか。

もう一点、議案第29号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」参考資料のほうになります。

先ほど、私、説明の中で第9条の7の部分で、そちらに（1）から（3）までの記載

がございますが、こちら本来であれば、第1号、第2号、第3号と申し上げるべきところを（1）、（2）、（3）と皆様のほうにご説明申し上げたことになるわけでございますが、恐れ入りますが、第1号、第2号、第3号ということで訂正のほうをお願い

したいと思います。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

◎議長（赤城大地君）

今の号、分かりました。資料は間違っていないんです。読み方を間違えたということです。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐建設課長。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

先ほど議長報告第7号、町長報告第5号の「繰越明許費繰越計算書について（水道事業会計予算）」について、説明に誤りがございましたので、訂正申し上げます。

資料中の管路DB整備事業負担金の金額3,926万円のところを一桁誤って3億9,260万円と申し上げてしまいました。

訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎議長（赤城大地君）

それでは、続いて、議案第33号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第33号「令和8年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3億3,665万円を追加し、予算の総額を88億5,665万円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

今回の補正予算の主なものは、人事異動等に伴う人件費の補正、国・県補助金の確定に伴う各事業費の補正、地区要望による町道整備等の補正、令和7年度の繰越金を財政調整基金に積み立てする補正となります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」について、ご説明いたします。

今回の補正では、追加が1件、変更が2件です。

まず、追加・変更となるため池等整備事業は、湯沢ため池及び仲子山ため池の測量設計で借入れを予定していましたが、県との協議の結果、公共事業等債の適債性が認められなかったため「一般補助施設整備等事業債」1,500万円を追加し、公共事業等債1,500万円を減額するものです。元利償還金の20%が交付税措置されます。なお、公共事業等債補正後の額100万円は、大窪堤の修繕工事に係る負担金分です。

次に、変更となる子育て支援事業は、私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費分で、過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額確定により、120万円増額するもので、元利償還金の70%が交付税措置されます。

次に、事項別明細書について、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、14款国庫支出金から21款町債まで、補正前の額85億2,000万円、補正額3億3,665万円の増、補正後の額88億5,665万円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は、歳入と同額になります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が6,358万3,000円の増、地方債が120万円の増、その他特定財源が1,182万9,000円の増、一般財源が2億6,003万8,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入についてご説明いたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1,915万5,000円の増は、まず、1節社会保障・税番号制度整備費補助金は、人事異動による補助対象経費の減により84万5,000円の減、2節地域経済循環創造事業交付金は、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる民間事業者の初期投資費用を助成する「ローカル10,000プロジェクト」の実施により2,000万円を計上しました。

2目民生費国庫補助金、補正額7万9,000円の増は、障害者福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金で、補助率は2分の1です。

5目教育費国庫補助金、補正額86万6,000円の増は、まず町内遺跡発掘調査は、国の内示により30万円の増、出土遺物保存活用整備は地域の特色ある埋蔵文化財活用に係る補助金で、国の内示により21万5,000円の増、文化財調査活用事業補助金は文化財保存活用地域計画策定にかかる補助金で、国の内示により35万1,000円増額するものです。

15款2項1目総務費県補助金、補正額1万8,000円の増は、町で受理した土地売買等届出の受理・審査に係る交付金で、県の内示により1万8,000円増額するものです。

4目農林水産事業費県補助金、補正額4,346万5,000円の増は、まず、中山間地域等直接支払事業費補助金は、交付対象面積の増に伴い2万7,000円の増、水田農業改革支援事業補助金は、人事異動による補助対象経費の減により22万5,000円の減、新規就農者育成総合対策事業補助金、928万8,000円の増は、認定新規就農者の経営発展のための農業機械・施設等の導入支援や、経営確立のための資金支援をするもので、内示により増額するものです。経営発展支援の補助率が4分の3、資金支援が年額165万円の補助額となっております。地域農業構造転換支援事業補助金3,437万5,000円の増は、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に、必要な農業機械・施設の導入を支援するもので、購入の補助率は10分の3、リースの補助率は7分の3です。

16款2項1目不動産売却収入、補正額441万9,000円の増は、旧坂下高校校長公舎跡地の売却により増額するものです。

3 目生産物売払収入、補正額7,000円の増は、高圧架空電線敷設用地として学校林の一部売却により計上するものです。

4 ページをご覧ください。

18款 1 項13目森林環境基金繰入金、補正額 3 万3,000円の増は、ふくしま森林クラウドシステム使用料の財源とするため繰り入れするものです。

19款 1 項 1 目繰越金、補正額 2 億6,000万円の増は、純繰越金が 4 億円と試算されることから、当初予算との差額を増額するものです。

なお、繰越金の詳細な内訳につきましては、決算確定後にご説明申し上げます。

20款 3 項 4 目雑入、補正額740万8,000円の増は、まず、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業補助金は、戸籍附票システムの標準化移行に係る補助金737万円を計上しました。次に、過年度救急安心センター事業負担金返還金は、令和 7 年度実績に基づく返還金 3 万8,000円を計上しました。

21款町債につきましては、「第 2 表 地方債補正」によりご説明したとおり、追加が 1 件、変更が 2 件です。本補正により町債の総額は120万円増の 2 億8,220万円となり、特殊事情分を除いた町債の総額は、2 億3,320万円で、長期財政計画で定めた毎年度の起債上限 3 億円以内となっております。

5 ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

まず、4 月の人事異動に伴う人件費の補正につきましては、一般会計のみで1,726万9,000円の減、特別会計等を含めた全体では2,223万4,000円の減となりました。主な要因は退職職員と新規採用職員の給料差額などによるものです。

また、会計年度任用職員においては、産休代替等による職員数の増や採用者の決定及び給与額の確定により、一般会計分で1,415万円の増、特別会計等を含めた全体では1,402万2,000円の増となりました。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額494万8,000円の減は、まず 1 節報酬から 4 節共済費までは、職員の人事異動及び議員の 1 名減によるものです。

7 節報償費、4 万9,000円の減は、議長再任のため、掲額写真分を減額するものです。

10節需用費、2 万円の増は、地方自治法改正に伴い改定された、地方自治法の逐条解説書を購入するため増額するものです。

17節備品購入費、6 万6,000円の増は、現在使用している I C レコーダーの不良により新たに購入するため計上するものです。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額1,521万7,000円の増は、まず、2 節給料から、6 ページになります。4 節共済費までは、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、11節役務費、2 万6,000円の増は、公用車 1 台分の車検申請手数料及び自賠責保険料の計上漏れにより増額するものです。

12節委託料、37万3,000円の増は、人事異動に伴いドローン操作講習が必要になったため22万円の増、カスタマーハラスメントマニュアルの整備と併せて実施するカスタハラ

研修の実施で15万3,000円増額するものです。

26節公課費、5万7,000円の増は、公用車1台分の重量税の計上漏れにより増額するものです。

5目財産管理費、補正額1億7,738万9,000円の増は、まず10節需用費、165万円の増は、消防施設点検により指摘を受けた旧糸桜里の湯ばんげの自動火災報知設備受信機の修繕費用を増額するものです。

次に、24節積立金、1億7,573万9,000円の増は、まず、行政センター建設基金100万円の増は、前年度末にご寄附いただいた一般寄附1件分100万円を積み立てするもので、基金残高は13億2,129万5,000円となります。

次に、財政調整基金1億7,032万円の増は、前年度末にご寄附いただいた一般寄附2件分、32万円と令和7年度剰余金1億7,000万円を積み立てするもので、基金残高は12億4,622万4,000円となります。

次に、公共施設整備基金441万9,000円の増は、旧坂下高校校長公舎跡地の売却金を積み立てするもので、基金残高は2億6,406万9,000円となります。

6目企画費、補正額582万9,000円の増は、3節職員手当等は、会計年度任用職員の確定によるものです。

12節委託料、71万円の増は、まずラッピング委託は、現在運行中のコミュニティバスの町民への広報や利用機運の醸成を図るため、車両にフィルムラッピングを実施するもので60万円を計上しました。次にデザイン委託は、フィルムラッピングのデザインを委託するもので11万円を計上しました。

次に、14節工事請負費、36万3,000円の増は、地区要望のあった坂本駅駐輪場を解体するため工事費用を計上するものです。

7ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金は、まず地区集会所建設等補助金は、8行政区から要望がありました集会所修繕などで、162万1,000円を増額するものです。

次に、地域づくり交付金は、地域づくり交付金のうち、各地区の課題を地区自らで解決するための課題解決分で、前年度繰越分307万5,000円を増額するものです。

8目電算管理費、補正額1,011万3,000円の増は、まず12節委託料、888万1,000円の増は、業務で使用するインターネットパソコンを有線接続から無線接続に変更するための環境整備費用を計上するものです。

次に、13節使用料及び賃借料、123万2,000円の増は、LINE等での情報発信や生成AIで使用するノートパソコン25台分のリース料を増額するものです。

2項1目税務総務費、補正額656万3,000円の減は、職員の人事異動によるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額533万1,000円の減は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

8ページをご覧ください。

5項1目統計調査総務費、補正額53万4,000円の増は、職員の人事異動によるものです。

6 項 1 目監査委員費、補正額 1 万9,000円の減は、代表監査委員の確定により費用弁償を減額するものです。

9 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 8 万1,000円の増は、まず、2 節給料から、4 節共済費までは、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、27 節繰出金、60 万8,000円の増は、まず、国民健康保険特別会計繰出金、職員給与費等は、職員の人事異動により 54 万8,000円の減、後期高齢者医療保険特別会計繰出金、職員給与費等は、職員の人事異動により 75 万5,000円の増、介護保険特別会計繰出金、職員給与費等は 40 万5,000円の増となり、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定による 89 万1,000円の減、介護報酬改定に伴うシステム改修による 129 万6,000円の増によるものです。介護予防・日常生活支援総合事業繰出は、会計年度任用職員の確定により 4,000円減額するものです。

2 目障がい者福祉費、補正額 62 万2,000円の増は、税制改正に伴う所得区分の細分化や自己負担限度額の変更、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用を計上するものです。

10 ページをご覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 761 万3,000円の増は、まず 2 節給料から 4 節共済費までは、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、8 節旅費は、人事異動により児童福祉司任用前講習及び要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の受講が必要となったことから 3 万1,000円増額するものです。

4 目児童福祉施設費、補正額 421 万8,000円の減は、まず 2 節給料及び 3 節職員手当等は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

11 ページをご覧ください。

10 節需用費、32 万2,000円の増は、消防施設点検により指摘を受けたばんげ保育所の火災通報装置の専用電話機の交換費用を増額するものです。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額 254 万8,000円の減は、職員の人事異動によるものです。

3 目環境衛生費、補正額 50 万9,000円の増は、地区要望のあった、カラスの糞清掃等で使用する貸出用の高圧洗浄機 15 台の購入費用を増額するものです。

6 款 1 項 2 目農業総務費、補正額 818 万6,000円の減は、職員の人事異動によるものです。

3 目農業振興費、補正額 4,467 万5,000円の増は、まず 2 節給料から、12 ページになります。4 節共済費までは、会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、10 節需用費、119 万9,000円の増は、消防施設点検により指摘を受けた農村環境改善センターの非常放送設備や誘導灯の修繕費用を増額するものです。

次に 18 節負担金、補助及び交付金は、まず中山間地域等直接支払事業補助金は、交付対象面積の増に伴い 3 万8,000円の増、新規就農者育成総合対策事業補助金、928 万8,000円の増は、認定新規就農者の機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業の

申請 2 件分、内訳はパイプハウス 5 棟と防除機 1 台の整備が 1 件、パイプハウス 4 棟の整備が 1 件、計 2 件で 718 万 8,000 円の増、認定新規就農者の就農直後の資金を支援する経営開始資金事業の採択 4 名で、要綱改正により補助額が年間 15 万円増額したことや、新規採択 1 名により、210 万円を増額するものです。

地域農業構造転換支援事業補助金は、地域の中核となる担い手の機械や施設の導入を支援するもので、申請 3 件分、コンバイン・田植機のリースが 1 件、トラクター・田植機のリースが 1 件、光選別機・トラクター・コンバインの購入が 1 件の計 3 件で 3,437 万 5,000 円増額するものです。

5 目農地費、補正額 126 万 6,000 円の増は、職員の人事異動によるものです。

2 項 1 目林業振興費、補正額 3 万 3,000 円の増は、森林情報をクラウド上で集約・管理する森林クラウドシステムの使用料が値上げとなったことに伴い増額するものです。

7 款 1 項 1 目商工総務費、補正額 166 万 8,000 円の増は、職員の人事異動によるものです。

13 ページをご覧ください。

2 目商工業振興費、補正額 3,650 万円の増は、まず 13 節使用料及び賃借料、100 万円の増は、会津坂下駅 100 周年を記念し、駅舎をラッピングするためのキャラクターデザイン使用料を増額するものです。

次に、14 節工事請負費は、坂本工業団地西側にある案内看板の老朽化に伴い、撤去費用 20 万 8,000 円を計上するものです。

次に、17 節備品購入費は、クローズマンホールの設置場所の一つに民間小売店を予定しておりましたが、道の駅あいつに変更したことに伴い、展示用の台座が必要となったため、作成費用 4 万 4,000 円を計上するものです。

次に、18 節負担金、補助及び交付金、3,524 万 8,000 円の増は、まず、地域経済循環創造事業補助金は、地域の新たなビジネスを立ち上げる民間事業者を助成するローカル 10,000 プロジェクトで、馬肉寿司や軽食、珈琲の提供を行うカフェの開業を支援するため、3,000 万円を計上するものです。

次に、ばんげ応援商品券補助金、524 万 8,000 円の増は、交付対象者数が当初想定よりも 290 名増加したことにより、商品券及び商品券印刷費用等で 468 万 9,000 円の増、金融機関の小切手取扱いが令和 8 年 9 月に終了することに伴い、商品券の換金を小切手から口座振込に変更するため、振込手数料等で 55 万 9,000 円増額するものです。

3 目観光費、補正額 17 万 4,000 円の増は、会津若松市にある「居酒屋ばんげや」の敷地内に設置させていただいている本町の掲示板について、老朽化や所有者のご意向により撤去するため工事費用を計上するものです。

8 款 1 項 1 目土木総務費、補正額 128 万円の増は、職員の人事異動によるものです。

14 ページをご覧ください。

8 款 2 項 1 目道路維持費、補正額 506 万 9,000 円の増は、まず 3 節職員手当等及び 4 節共済費は、会計年度任用職員の確定によるものです。

次に 14 節工事請負費は、令和 8 年 9 月 1 日施行の改正道路交通法施行令により生活道

路における法定速度の引下げが行われることに伴い、センターラインを再表示するための工事費用508万5,000円を増額するものです。

2目道路新設改良費、補正額5,000万円の増は、道路の改修工事を実施するもので、通学路合同点検や行政区要望等により、坂下束原線ほか15路線の道路整備工事費を増額するものです。

4項1目都市計画総務費及び2目土地区画整理費は、職員の人事異動によるものです。15ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費、補正額500万円の増は、空き家解体補助金の申請・相談件数の増に伴い、10件分を増額するものです。

9款1項2目消防施設費、補正額996万5,000円の増は、昨年解体した御池田消防車庫について、水路を横断して建設されていたため、基礎部分の撤去及び水路の復旧工事が必要なことから41万8,000円を計上しました。

また、土砂災害警戒区域のため工事を延期していた舟渡区の防火水槽撤去工事について、県との撤去工法の協議が完了したため954万7,000円を計上するものです。

10款1項1目教育委員会費、補正額4万円の増は、本町教育委員が県市町村教育委員会連絡協議会の副会長に選任されたことに伴い、東北6県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会への出席が必要となったため、研修旅費及び研修資料代を計上するものです。

2目事務局費、補正額84万4,000円の増は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

16ページをご覧ください。

3目子ども支援費、補正額1,059万6,000円の減は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

2項1目小学校費の学校管理費、補正額19万3,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。

2目教育振興費、補正額159万9,000円の減は、まず1節報酬は、会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、13節使用料及び賃借料、11万5,000円の減は、デジタル教科書実証事業該当に伴い、県費負担分を減額するものです。

3項1目中学校費の学校管理費、補正額3万5,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。

2目教育振興費、補正額16万6,000円の減は、デジタル教科書実証事業該当に伴い、県費負担分を減額するものです。

17ページをご覧ください。

4項1目幼稚園費、補正額858万9,000円の減は、まず2節給料及び3節職員手当等は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、10節需用費、14万3,000円の増は、坂下南幼稚園砂場の木柵改修工事を予定しておりましたが、資材高騰により工事費を増額するものです。

5 項 1 目社会教育総務費、補正額1,078万円の増は、職員の人事異動によるものです。
18ページをご覧ください。

4 目埋蔵文化財発掘調査費及び5 目指定文化財管理費は、会計年度任用職員の確定によるものです。

6 項 1 目保健体育総務費及び2 目学校給食費は、職員の人事異動によるものです。
19ページをご覧ください。

13款 1 項 1 目上水道事業会計支出金、補正額29万円の増は、宇内区の消火栓漏水に伴う修繕工事で77万円の増と、職員の人事異動により48万円を減額するものです。

2 目下水道事業会計支出金、補正額36万円の減は、職員の人事異動によるものです。

最後に、14款 1 項 1 目予備費、補正額610万4,000円の減は、歳入歳出額の調整によるもので、これにより予備費総額は1,690万4,000円となります。

説明は、以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第34号から第36号について、説明願います。

◎生活課長（鈴木 久君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木生活課長。

◎生活課長（鈴木 久君）

それでは、議案第34号「令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和8年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ51万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,349万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものです。

今回の補正は、臍帯血、赤ちゃんのへその緒と胎盤に含まれる血液になりますが、を血液疾患の治療のために医療機関へ移送したことによる経費、及び職員の人事異動に係る補正であります。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正であります。詳細を事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1 ページをご覧ください。

1 の総括になります。

初めに歳入であります。

4 款県支出金及び6 款繰入金の合計51万円を減額し、歳入合計を17億4,349万円とし

たいというものであります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費から 9 款予備費まで、合計51万円を減額し、歳出合計を歳入合計と同じ17億4,349万円にしたいとするものです。財源内訳は、国県支出金が3万8,000円の増、一般財源が54万8,000円の減であります。

3 ページをご覧ください。

これ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入でありますが、4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、移送費にかかる経費について、3万8,000円を増額するものであります。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金54万8,000円の減は、職員の人事異動による人件費の補正による減であります。

4 ページをお開きください。

3 の歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費57万9,000円の減は、2 節給料から 4 節共済費まで、職員の人事異動と会計年度任用職員の共済費の減額によるものであります。

2 款 3 項 1 目一般被保険者移送費 3 万9,000円の増は、臍帯血の移送費が発生したことによる補正であります。

5 款 2 項 2 目疾病予防費 3 万2,000円の減、同じく 3 項 2 目保健指導事業費56万3,000円の増は、会計年度任用職員の共済費の減額及び職員の人事異動によるものです。

5 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目予備費は50万1,000円の減で、1,882万1,000円となります。

補正予算の説明は以上となります。

続きまして、議案第35号「令和 8 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 8 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ167万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,167万3,000円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、介護報酬改定対応に係る介護システム改修に係る経費及び職員の人事異動による人件費の補正であります。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正であります。詳細を事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

1、総括、歳入であります。

3 款国庫支出金から 7 款繰入金まで、合計167万3,000円を追加し、歳入合計を24億2,167万3,000円にするものです。

2 ページをお開きください。

歳出になります。

1 款総務費から 6 款予備費まで、合計167万3,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の24億2,167万3,000円にしたいとするものです。財源内訳は、国庫支出金が128万1,000円の増、その他特定財源として支払基金交付金が9,000円の減、一般財源が40万1,000円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入になります。

3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金9,000円の減は、会計年度任用職員の共済費の減額分です。同じく 3 目事務費補助金129万4,000円の増は、令和 8 年度介護報酬改定対応に係る介護システム改修費によるものです。

4 款 1 項 2 目地域支援事業支援交付金9,000円の減と、5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金4,000円の減、7 款 1 項 2 目地域支援事業繰入金4,000円の減は、会計年度任用職員の共済費の減額分の補正になります。

7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金40万5,000円の増は、職員の人事異動に係る人件費89万1,000円の減と、令和 8 年度介護報酬改定対応等に係る介護システム改修費の町負担分129万6,000円の増によるものです。

4 ページをご覧ください。

3 の歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費169万9,000円の増は、2 節給料から 4 節共済費まで、職員の人事異動による人件費89万1,000円の減と、12 節委託料、令和 8 年度介護報酬改定対応に係る介護システム改修費259万円の増によるものです。

3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費 3 万4,000円の減は、会計年度任用職員の共済費の減額によるものです。

6 款 1 項 1 目予備費は8,000円の増で、4,487万円となります。

以上説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号「令和 8 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 8 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億7,775万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、職員の人事異動によるものであります。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正であります。詳細を事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1 ページをご覧ください。

1、総括、歳入であります。

4 款繰入金に75万5,000円を追加し、歳入を2億7,775万5,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費に75万5,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の2億7,775万5,000円とするものです。財源内訳は、一般財源が75万5,000円の増となります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。3 ページをご覧ください。

2 の歳入であります。

4 款1 項1 目事務費繰入金75万5,000円の増は、職員の人事異動に係る人件費増額分の繰入金になります。

4 ページをお開きください。

3 の歳出であります。

1 款1 項1 目一般管理費75万5,000円の増は、2 節給料から4 節共済費まで、職員の人事異動によるものになります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第37号から第39号について、説明願います。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐建設課長。

◎建設課長（五十嵐隆裕君）

まず、議案第37号「令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和8年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,481万3,000円としたいというものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものです。

今回の補正は、人事異動に伴う職員の人件費に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、3款繰入金を260万8,000円増額し、歳入合計を2億7,481万3,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款事業費を260万8,000円増額し、歳出合計を2億7,481万3,000円としたいとするものです。財源内訳は、一般財源が260万8,000円の増となります。

3ページをご覧ください。

2の歳入ですが、3款1項1目一般会計繰入金260万8,000円の増は、人事異動に伴い人件費が増額となったことによるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目坂下東第一地区事業費260万8,000円の増は、2節給料から4節共済費まで、人事異動に伴う人件費の増額によるものです。

説明は以上です。

次に、議案第38号「令和8年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和8年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第2条、令和8年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものです。

収入の第1款水道事業収益を、既決予定額4億6,713万6,000円から48万円を減額し、4億6,665万6,000円とし、支出の第1款水道事業費用を既決予定額4億7,296万8,000円に485万4,000円を追加し、4億7,782万2,000円にしたいというものです。

第3条、予算第4条、本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金3,442万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3,462万3,000円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものです。

収入の第1款資本的收入を、既決予定額9,139万円に77万円を追加し、9,216万円とし、支出の第1款資本的支出を、既決予定額1億3,189万2,000円に96万9,000円を追加し、1億3,286万1,000円にしたいというものです。

裏面をご覧ください。

第4条、予算の第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えたいというものです。

見出しを債務負担行為とし、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及

び限度額を次のとおりとしたいというものです。

第5条、予算第8条に定めた職員給与費の既決予定額4,425万5,000円から154万4,000円を減額し、4,271万1,000円に改めたいというものです。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び消火栓1基の更新、並びに料金改定に係る業務委託と、それに伴う債務負担行為の設定に係る補正です。

続きまして、1ページ及び2ページは、実施計画ですが、詳細につきましては、6ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書の資金増加額は、補正前の5,846万7,893円から611万3,000円を減額し、5,235万4,893円となり、資金期末残高は8億4,711万1,305円となります。

4ページをご覧ください。

予定貸借対照表は、表記のとおりです。

5ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書ですが、料金改定業務を今年度から来年度にかけて委託したいというもので、今年度契約をし、令和9年度分予定額について、限度額を724万3,000円と設定したいというものです。

なお、今年度分の予算額については、本補正予算に追加しております。

6ページをご覧ください。

予算明細書ですが、まず、収益的収入、1款2項2目補助金48万円の減は、一般会計からの補助金のうち、人事異動に伴い、一般会計からの基準内繰入額である児童手当分の額を減額するものです。

次に、収益的支出1款1項4目総係費550万1,000円の増は、1節給料から6節賞与引当金繰入額までの人事異動に伴う人件費分及び17節委託料として、3月に改定しました経営戦略に基づき料金改定を行うに当たり、財政の見通しや総括原価等を勘案し、料金体系の検討を行い、改定計画の策定に係る業務委託費用724万4,000円を増額するものです。

7ページをご覧ください。

2項3目消費税及び地方消費税64万7,000円の減は、54節消費税及び地方消費税が、今回の補正を基に試算した結果、納付見込額が減となるものです。

8ページをご覧ください。

資本的収入1款3項1目他会計負担金77万円の増は、消火栓の更新に伴う一般会計負担分の費用の繰入れによるものです。

資本的支出1款1項1目事務費19万9,000円の増は、2節手当等が、職員1名の引越しに伴い、住居手当28万4,000円の増、及び寒冷地手当の世帯区分の変更に伴う1万6,000円の増、5節法定福利費28万3,000円の減は、職員1名分の標準報酬月額の変更により負担階層が変更となったことによるもの、6節賞与引当金繰入額18万2,000円の増は、人事異動によるものです。

4目消防施設費77万円の増は、宇内地区の消火栓1基が故障したことにより更新する

ものです。

9ページをご覧ください。

1の実施計画説明資料の(1)収益的収支(損益勘定)ですが、収益的收入4億6,665万6,000円、収益的支出4億7,782万2,000円で、税込当期純損失が1,116万6,000円となり、ここに、消費税及び地方消費税資本的収支調整額613万9,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税35万4,000円を上乗せし、税抜当期純損失は1,765万9,000円となります。

(2)資本的収支(資本勘定)の不足額4,070万1,000円の補てん財源は、2の損益勘定留保資金説明資料の補てん財源明細書のとおりです。

説明は以上です。

次に、議案第39号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和8年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第2条、令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものです。

収入の第1款下水道事業収益を、既決予定額4億5,620万6,000円に58万7,000円を追加し、4億5,679万3,000円とし、支出の第1款下水道事業費用を、既決予定額4億4,306万8,000円に521万7,000円を追加し、4億4,828万5,000円にしたいというものです。

第3条、予算第4条、本文括弧書中「当年度分損益勘定留保資金8,129万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金7,809万1,000円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものです。

収入の第1款資本的收入を、既決予定額3億6,148万1,000円から24万円を減額し、3億6,124万1,000円とし、支出の第1款資本的支出を、既決予定額4億4,502万9,000円から344万1,000円を減額し、4億4,158万8,000円にしたいというものです。

裏面をご覧ください。

第4条、予算の第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えたいというものです。

見出しを債務負担行為とし、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおりとしたいというものです。

第5条、予算第9条に定めた職員給与費の既決予定額2,469万8,000円から593万8,000円を減額し、1,876万円に改めたいというものです。

今回の補正は、人事異動等による人件費、公共樹の設置1か所、及び処理場の芝刈り機の更新、並びに料金改定に係る業務委託と、それに伴う債務負担行為の設定に係る補正です。

続きまして、1ページ及び2ページは、実施計画ですが、詳細につきましては、6ペ

ーじからの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書の資金減少額は、補正前の4,257万5,863円から222万1,000円増加し、4,479万6,863円となり、資金期末残高は1億4,584万9,730円となります。

4 ページをご覧ください。

予定貸借対照表は、表記のとおりです。

5 ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書ですが、水道料金と同様に、料金改定業務を今年度から来年度にかけて委託したいというもので、今年度契約をし、令和9年度分予定額について、限度額を724万3,000円と設定したいというものです。

6 ページをご覧ください。

予算明細書ですが、まず収益的収入、1款2項2目他会計補助金12万円の減は、一般会計からの補助金のうち、人事異動に伴い、一般会計からの基準内繰入額である児童手当分の額を減額するものです。

5目消費税及び地方消費税還付金70万7,000円の増は、今回の補正を基に試算した結果、還付見込額が増となるものです。

次に、収益的支出、1款1項2目処理場費202万7,000円の減は、1節給料から6節賞与引当金繰入額までは、人事異動に伴う人件費分です。11節備用品費36万1,000円の増は、処理場の芝刈り機が故障により使用できない状態となっており、年式が古いため修理が困難であるため、新規に購入し、更新するものです。

5目総係費724万4,000円の増は、水道料金と同様に、3月に改定しました経営戦略に基づき、料金改定を行うための業務委託を行うものでございます。

7 ページをご覧ください。

資本的収入、1款3項1目他会計負担金24万円の減は、一般会計からの補助金のうち、人事異動に伴い、一般会計からの基準内繰入額である児童手当分を減額するものです。

資本的支出、1款1項1目事務費355万円の減は、1節給料から6節賞与引当金繰入額まで、人事異動に伴う人件費分です。

2目管渠整備事業費10万9,000円の増は、茶屋町甲地内に公共枿を1か所設置するに当たり、予算不足分を増額するものです。

8 ページをご覧ください。

1の実施計画説明資料の(1)収益的収支(損益勘定)ですが、収益的収入4億5,679万3,000円、収益的支出4億4,828万5,000円で、税込当期純利益が850万8,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,554万1,000円を差し引き、税抜当期純損失は703万3,000円となります。

(2)資本的収支(資本勘定)の不足額8,034万7,000円の補てん財源は、2の損益勘定留保資金説明資料の補てん財源明細書のとおりです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時02分）

再開を 2 時10分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 2 時10分）

◎発議第 2 号上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第 8、発議第 2 号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎12番（青木美貴子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、青木美貴子君。

◎12番（青木美貴子君）（登壇）

発議第 2 号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これは、会津坂下町議会政策会議規程を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。右が旧で改正前、左が新で改正後になります。

第126条（協議又は調整を行うための場）関係の別表において、政策会議の項を削るというものになります。

本文に戻っていただき、附則につきましては、この規則は、公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって議案の説明を終わります。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第 9「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る 5 月28日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますの

で、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（松本由紀君）

請願番号第2号、受理年月日、令和8年5月21日、件名「『国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書』の提出を求めることについて」。請願者住所氏名、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合中央執行委員長、酒井和紀、河沼郡会津坂下町字惣六2-4、福島県教職員組合両沼支部支部長、星和雄、紹介議員、小畑博司。

◎議長（赤城大地君）

請願第2号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）（登壇）

請願第2号につきまして、紹介議員として請願の趣旨を説明いたします。

「『国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書』の提出を求めることについて」であります。

東日本大震災から15年が経過しました。そして、我が県はいまだ非常事態宣言下にあります。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。

東日本大震災については、令和8年度から対象が福島県において被災した者だけが対象と変更されましたが、3億円が予算化されており、前年度より2億円減っております。

この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含み）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

昨年6月20日「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定されました。その中で令和8年度からの5年間で新たな復興期間として「第3期復興・創生期間」と位置づけ、令和8年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。

子供の就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、

特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、本年2月1日時点で1万8,996人が県内外で避難生活を送っていると、ポータルサイトでは公表していますが、実数は5万も6万ともまだなるといふような統計もございます。

経済的な支援を必要とする子供たちはいまだ多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

経済的に困窮している家庭の子供たちの就学に対し、行き届いた支援が保障されますよう、下記事項について強く要望するものでございます。

請願事項。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和9年度以降も、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出していただきますよう継続してのお願いとなりますが、同僚議員皆様のご賛同を賜りますよう、心からお願いを申し上げて説明いたします。

◎議長（赤城大地君）

この請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

6月5日から7日までは、休会であります。

6月8日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、5月21日の正午に通告を締め切っており、議員7名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後2時18分）

なお、協議案件がございますので、この後、議員のみによる議会全員協議会を開催いたしますので、お残りいただければと思います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年6月4日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員